

京都府森林クラウドシステム
構築に向けた準備業務
仕様書

令和6年11月

京都府 農林水産部 林業振興課

第 1 章 総則

1. 適用範囲

この仕様書は、京都府（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する「京都府森林クラウドシステム構築に向けた準備業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

2. 契約期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 2 4 日（月）まで

3. 目的

本業務は効果的な府内統一の森林クラウドシステムの円滑な導入に向けて、発注者が所有する既存システムの機能・運用状況の現状確認を実施し、専門的な見地から考察を行い、来年度予定する、森林クラウドシステム構築に向けた仕様等の整理、事前準備を行うものである。

4. 資料の貸与・収集

本業務で貸与する資料は、以下の通りである。ただし、貸与された資料について、本業務の遂行のためにのみ利用するものとし、本業務と無関係の部署及び再委託・請負契約者以外の他者への譲渡並びに本事業の遂行目的以外でのデータの複製は禁止するものとする。

乙は、甲から貸与された資料又は当該資料に記録された情報について、漏えいし、毀損し、又は滅失したときは、発注者に直ちに報告し、その後の対応について指示を受けなければならない。

<貸与資料>

- ① 京都府の森林計画図データ
- ② 京都府の森林簿データ、施業履歴データ
- ③ 現行システムの操作・運用マニュアル
- ④ その他必要と認めた資料 ※協議により貸与する。

5. 技術基準等

本業務で使用する技術基準等

- ① 森林法（昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号）
- ② 森林法施行規則（昭和 26 年 8 月 1 日農林省令第 54 号）
- ③ 森林経営管理法（平成 30 年法律 第 35 号）
- ④ 森林経営管理法施行令（平成 30 年政令 第 320 号）
- ⑤ 森林経営管理法施行規則（平成 30 年農林水産省令 第 78 号）

- ⑥ 森林クラウドシステムに係る標準仕様書（森林クラウドシステム標準化検討委員会）
- ⑦ 森林クラウドシステムに係る情報セキュリティガイドライン（森林クラウドシステム標準化検討委員会標準仕様検討ワーキンググループ）
- ⑧ 林地台帳及び地図整備マニュアル（林野庁）
- ⑨ 林地台帳及び地図運用マニュアル（林野庁）
- ⑩ 測量法（昭和 24 年 6 月 3 日法律第 188 号）
- ⑪ 測量法施行令（昭和 24 年政令 第 322 号）
- ⑫ 国土交通省公共測量作業規程（平成 28 年 3 月 31 日国国地第 190 号）
- ⑬ 京都府公共測量作業規定
- ⑭ 著作権法（昭和 45 年 5 月 6 日法律第 48 号）
- ⑮ 地理空間情報活用推進基本法（平成 19 年法律第 63 号）
- ⑯ 地理情報標準プロファイル（国土交通省国土地理院）
- ⑰ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律 第 57 号）
- ⑱ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律 第 58 号）
- ⑲ 個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年京都府条例第 32 号）及び府内関係市町村の個人情報の保護に関する法律施行条例等
- ⑳ 京都府及び府内関係市町村の情報セキュリティに関する規程等
- ㉑ その他関係法令、規則、通達等

6. 技術者の要件

乙は、本業務に携わる技術者として、成果品の品質保証、情報管理における信頼性を確保するため、以下に示す条件を満たす技術者を配置するものとする。なお、ここでいう技術者とは、乙が契約日より 3 箇月以上前から雇用しているものをいい、各技術者の兼任は出来ないものとする。

(1) 管理技術者

文部科学省認定「技術士（森林部門－林業）」の資格を有し、かつ直近 10 年間において森林クラウドシステム設計・構築業務を受注した実績を有する者

(2) 森林情報技術者

一般社団法人日本森林技術協会認定「森林情報士（森林 GIS1 級）」の資格を有し、かつ直近 10 年間において森林クラウドシステム設計・構築業務を受注した実績を有する者

(3) 担当技術者

空間情報総括監理技術者の資格を有する者

7. 諸事故

乙は、本業務の実施中に生じた諸事故に対してその責任を負い、損害賠償等の請求があった場合は、乙においてその一切を処理するものとする。

8. セキュリティ要件

乙は、本業務に係る個人情報の漏えい、紛失または改ざんの防止その他個人情報の適正な管理のため、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）、プライバシーマークに準拠した適切なセキュリティ体制と個人情報管理体制を確保し業務を遂行すること。

なお、乙は、本業務における個人情報管理体制とセキュリティ体制を業務着手時に提出する業務計画書に記載し、甲の承認を得ること。

また、乙は、以下の承認・認証を契約拠点及び作業拠点で取得していることを証明する証明書(写し)を本業務着手時に提出するものとする。

- ・情報システムセキュリティ管理適合性評価制度（ISMS）による公的外部機関の認証
- ・一般財団法人日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク制度」（Pマーク）による認証

9. 疑義

本業務を行う上で、本業務で使用する技術基準等と重複する条項については、この仕様書を優先するものとし、特に疑義のある時は、甲と乙が協議の上、甲が決定し文書により指示するものとする。

また、甲は必要と認める時は、本業務の変更、停止又は中止を命ずることができる。

10. 協議

本仕様書で定めた事項に関して疑義が生じたとき、又は定めのない事項については、甲乙で協議して定める。

11. その他

本業務が完了した時は、速やかに所定の成果品を提出し、甲の審査を受けるものとする。また、本業務終了後においても、成果品に誤りがあった場合には、乙は責任をもって直ちにその誤りを訂正しなければならない。

第2章 業務内容

1. 業務の概要

本業務の内容は以下のとおりとする。

- (1) 計画準備
- (2) 現況確認
- (3) 林務関係手続の確認及び課題の整理
- (4) 説明会の実施
- (5) 業務報告書の作成
- (6) 打合せ協議
- (7) 疑義

2. 計画準備

乙は本業務を実施するに当たり、人員配置計画等を業務計画書に明記するものとする。また、本業務に必要な資料は、第1章4のとおり甲が乙に貸与するほか、本業務を実施する上で必要となる諸資料を収集し、本業務で効率良く利用できるように効率的な手順の検討を行うものとする。

3. 現況確認

乙は、京都府及び府内の各市町村が林務行政に係る事務（以下、「林務関係手続」という。）において使用するシステム、保有資料、ネットワーク環境等及びその運用状況について調査を行うものとする。

- (1) 既存システムの調査（利用状況・機能）、自治体業務端末のスペック、ネットワーク環境（速度調査）等の確認

※既存システムとは現在、府が利用している「京都府森林情報システム」をいう。

- (2) 保有資料の確認及び森林クラウドシステムへの移行に向けた検討

森林簿を中心とした林務関係手続に係る保有資料（紙・データ）の確認及びリストアップを行うとともに、その各保有資料のデータの状態や構成（リンクキーの有無、管理属性項目）を整理する。あわせて、森林クラウドシステムへの移行に向けて、移行可能なデータ形式かどうか等を調査し、移行作業に必要なになると考えられる課題を抽出するものとする。

- (3) その他の調査
 - ① 府情報セキュリティに関する調査及び整理
 - ② その他必要と認められる事項

4. 林務関係手続の確認及び課題の整理

乙は、京都府及び府内の各市町村が実施している林務関係手続と森林情報との関係を把握するために、京都府担当者等へのヒアリングなどの調査を行い、現状及び課題を抽出し、以下のイメージ図（図1）のような相関図を作成する。京都府及び各市町村への調査結果を総合的にまとめ、今後、森林クラウドシステムを導入するに当たっての課題を整理するものとする。

林務関係手続一覧

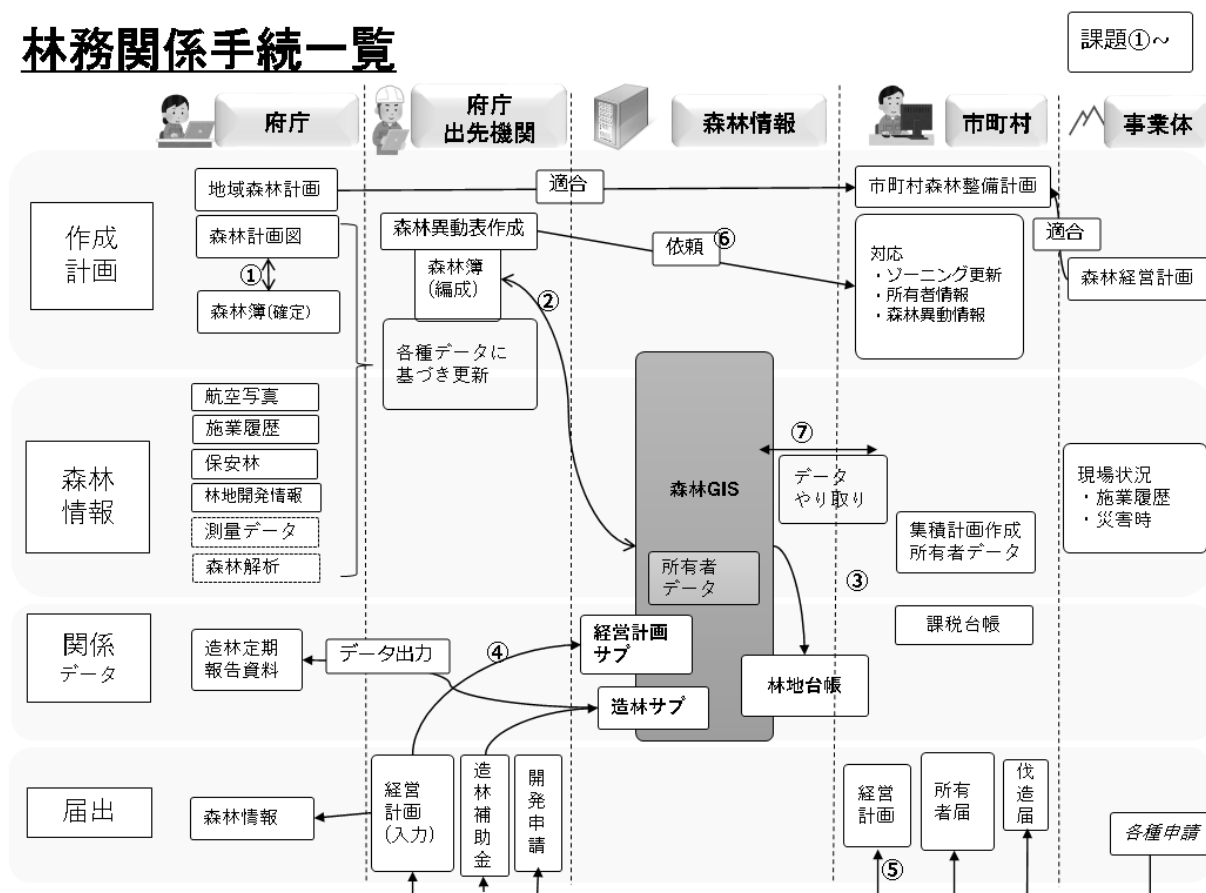


図 1

5. 説明会の実施

森林クラウドシステムを円滑に導入するために、森林クラウドシステムを活用する予定の京都府職員、市町村職員及び森林組合等の関係者を対象に、森林クラウドシステムの概要や導入による効果やメリット、デメリット等に関する説明会を実施する。

説明会において、森林クラウドシステムの具体的な利活用方法を理解していただくため、他都道府県で導入・運用の実績のあるパッケージシステムを活用して説明を実施するものとする。なお、説明会の資料、使用する会場、操作端末及びインターネット接続環境は、甲が準備するものとする。また、個人情報を含むデータを利用しないよう、甲と協議の上、ダミーデータを作成等の加工処理を施すものとする。説明会の概要は、以下のとおりとする。説明会の詳細は、甲及び乙の協議により決定するものとする。

開催時期：令和7年1月～令和7年2月（予定）

開催場所：府内市町村職員や森林組合等の関係者が比較的参加しやすい箇所を設定予定

開催時間：3時間程度（1回当たり）

開催回数：3回（予定）

開催方法：基本的に対面方式

6. 業務報告書の作成

本業務の調査・検討結果および業務成果をとりまとめて、報告書を作成するものとする。

7. 打合せ協議

本業務における打合せ協議は、業務の方針決定、作業上で発生する疑義の解決のための事前の打合せ協議を本業務着手前、説明会開催前と方向性協議のための中間協議2回、業務完了時の延べ4回を標準とし、時期等については甲と打合せして決定することとする。なお、この打合せによらず、疑義が発生した場合においては、逐次、甲に報告、協議するものとする。

8. 疑義

乙は、本業務に関する甲からの各種問合せに対応すること。また、本業務の実施にあたっては、甲と十分に協議・調整を行うとともに、乙が業務目的に照らし必要と認め、指示した事項については、その指示に従い、本業務に関する不明な事項については、全て甲と協議すること。

第3章 成果品

1. 提出書類

乙は本業務の実施に当たり、以下の書類を提出期限までに京都府農林水産部林業振興課に提出しなければならない。

提出する書類	提出期限
① 着手届（第1号様式）	契約後5日以内
② 業務工程表（任意様式）	契約後5日以内
③ 業務計画書（任意様式）	契約後5日以内
④ 技術者届（第2号様式） 技術者変更届（第2号様式）	契約後5日以内 変更した日
⑤ 誓約書（第3号様式）	契約後5日以内
⑥ 身分証明書交付願（第4号様式）	身分証明書を必要とする2週間前
⑦ 業務完了届（第5号様式）	業務完了の日
⑧ 成果品	業務完了の日

2. 成果品

(1) 提出を必要とする成果品は以下のとおりとする。

成果品等	形式・各部数
① 成果報告書	紙媒体：各1部

	電子媒体 (CD-ROM 等) : 各 2 部
② 現況確認結果	紙媒体 : 各 1 部 電子媒体 (CD-ROM 等) : 各 2 部

(2) 成果品の提出先

京都府 農林水産部 林業振興課とすること。

(3) 成果品の提出期限

令和 7 年 3 月 2 4 日 (月)

3. 成果品の帰属

本業務により得られた成果品及び中間成果物の所有権、著作権等は、全て甲に帰属するものとし、甲の承認を得ずに他にこれを公表・流用してはならない。

(第1号様式)

着 手 届

年 月 日

京都府知事 様

受注者 住 所

氏 名 印

下記のとおり着手したので、お届けします。

記

業 務 名	京都府森林クラウドシステム構築に向けた準備業務
契 約 年 月 日	年 月 日
履 行 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
着 手 年 月 日	年 月 日

(第2号様式)

技術者（変更）届

年 月 日

京都府知事 様

受注者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

年 月 日付けをもって委託契約を締結した次の業務について、技術者を下記のとおり定めた（変更した）ので、通知します。

業 務 名	京都府森林クラウドシステム構築に向けた準備業務
-------	-------------------------

記

	新			旧
	ふりがな 氏 名	生年月日	資格区分 資格番号	氏 名
管理技術者				
森林情報 技術者				
担当技術者				

- (注) 1 選定の場合は、「変更」、「変更した」及び「旧」欄を実線で消し、変更の場合は、「()」及び「定めた」を実線で消すこと。
- 2 資格区分は、当該工事に必要な資格で、技術者が保有している資格を記入すること。
- 3 資格番号は、資格区分で記入した資格の資格番号（合格証明書番号、免許登録番号、認定書番号等）を記入する。

(第4号様式)

身分証明書交付願

年 月 日

京都府知事 様

受注者 住 所

氏 名 印

業務名 京都府森林クラウドシステム構築に向けた準備業務

上記の業務について身分証明書の交付をお願いします。

(別紙)

身分証明書

第 号

身分証明書

受注者 住所
名称
氏名

上記の者は、下記業務の現地踏査を行うものであることを証明する。

記

委託業務名 京都府森林クラウドシステム構築に向けた準備業務

有効期間 (自) 年 月 日

(至) 年 月 日

発行日 年 月 日

発行者 住所

印

- 1 本証は、公印、日付のないものは無効とする。
- 2 有効期間を経過した後、又は、契約が解除されたとき等不要となったときは直ちに返還すること。
- 3 役職・氏名に変更があったときは、すみやかに記載事項の変更を受けること。
- 4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(第5号様式)

業務完了届

業 務 名	京都府森林クラウドシステム構築に向けた準備業務
契約年月日	年 月 日
業務委託料	円
履 行 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
業 務	年 月 日 から 年 月 日 まで
完了年月日	年 月 日
上記のとおり完了しましたのでお届けします。 年 月 日 受注者 住 所 氏 名 印 様	

京都府森林クラウドシステム構築に向けた準備業務

(A)直接人件費

業務内容	数量	単位	直接人件費(単位当り)					直接人件費計	合計金額	
			職	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)			技術員
			単価							
1 計画準備	1	式	所要日数							
			金額							
2 現況把握	1	式	所要日数							
			金額							
3 林務関係手続の確認及び課題の整理	1	式	所要日数							
			金額							
4 説明会の実施	1	式	所要日数							
			金額							
5 業務報告書の作成	1	式	所要日数							
			金額							
6 打合せ協議	1	式	所要日数							
			金額							
小計			所要日数							
			金額							

(B)直接経費

1 旅行交通費	数量	単位	単価	計	備考
説明会(南丹広域振興局管内以南)	2	台日			
説明会(中丹広域振興局管内以北)	1	台日			
計					
2 電子成果品作成費					
小計					

(A)人件費等+(B)直接経費

その他原価		%	
一般管理費等		%	
京都府森林クラウドシステム構築に向けた準備業務価格(人件費等+直接経費+諸経費)(万円未満切捨て)			
消費税相当額	10	%	
京都府森林クラウドシステム構築に向けた準備業費(業務価格+消費税相当額)			

人件費については、令和6年度(8月改訂版)土木工事単価基準による。

諸経費については、治山林道必携(調査、測量、設計編)(令和6年度版)を準用する。